

農林水産省指令 24 管第 2276 号

住 所
会 社 名
代表者名

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第 10 条に基づく
報告の徴収について

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法（平成 8 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、みなみまぐろについて、下記のとおり報告を求めることとしたので、別紙様式に必要事項を記入の上、農林水産大臣あてに提出されたい。

なお、「まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第 10 条に基づく報告の徴収について」（平成 21 年 12 月 25 日付け農林水産省指令 21 水管第 1876 号）は平成 25 年 2 月 12 日付けで廃止するので、御了知ありたい。

平成 25 年 2 月 12 日

農林水産大臣 林 芳 正

記

1. 趣旨

平成 24 年 10 月に開催されたみなみまぐろ保存委員会（CCSBT）第 19 回年次会合においては、みなみまぐろの国際的な流通状況を的確に把握し、保存管理措置の遵守を担保する観点から、我が国を含む加盟国はみなみまぐろの貿易関連データの収集を行うこと等が合意された。我が国は、これまで各地域漁業管理機関における合意を踏まえ、外国為替及び外国貿易法に基づく輸入貿易管理令により、まぐろ類の輸入に関し統計証明書、漁獲証明書の提出等を求めてきたところであるが、輸入されるみなみまぐろに関する情報の収集を通じ、みなみまぐろの資源の保存及び管理の強化に資するため、法第 10 条に基づき、貴社の事業に係る業務に関し報告を求めるものである。

2. 報告の内容

平成25年2月12日以降に冷凍のみなみまぐろを輸入する場合及び生鮮又は冷蔵のみなみまぐろを輸入した場合には、次の各号に掲げる事項について農林水産大臣あてに報告することとする。

製品に関する情報

- (ア) 天然、蓄養の区別
- (イ) 輸入に際して添付した漁獲証明書の文書番号
- (ウ) みなみまぐろを漁獲した漁船の船名、旗国及びCCSBT登録番号（天然の場合）
- (エ) みなみまぐろを蓄養した蓄養施設名、旗国及びCCSBT登録番号（蓄養の場合）
- (オ) 生鮮、冷凍の区別
- (カ) 製品形態（丸（RD）、えらはら抜き一尾付き（GGO）、えらはら抜き一尾なし（GGT）、ドレス一尾つき（DRO）、ドレス一尾なし（DRT）、フィレ（FL）、その他（OT）に区別すること。（「その他」の場合には、製品形態を具体的に記入すること）
- (キ) 個体別の重量（又は個体別製品重量）
- (ク) 輸入業者名

(2) その他、今後、必要に応じて求める書類

3. 報告の提出時期又は提出期限

冷凍のみなみまぐろに関する報告については、平成15年10月24日付輸入注意事項15第45号（輸入公表三の7に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について）の2の（4）の「正規許可船リスト対策又は正規蓄養場リスト対策に反しない貨物であることを証する水産庁の確認書類」の発行を水産庁に申請する際に、生鮮又は冷蔵のみなみまぐろに関する報告については、輸入の際に税関に提出した漁獲証明書及び再輸出証明書を添えて輸入した日から1ヶ月以内に提出するものとする。

4. 報告の提出先

報告書は水産庁資源管理部漁業調整課海洋漁業資源管理班に提出するものとする。

〒 100-8907 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1

水産庁資源管理部漁業調整課海洋漁業資源管理班

電話：03-3502-8111（内線 6710）

FAX：03-3591-5824

みなみまぐろの輸入に関する報告書

農林水産大臣 殿

住 所 _____

TEL _____

FAX _____

報告者名 _____

(印)
(署名した場合には押印を省略することができる。)

担当者名 _____

報告年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

以下のとおり報告します。

製品に関する情報					
(ア) 天然、蓄養の区別			天然 ・ 蓄養		
(イ) 漁獲証明書 (再輸出証明書) の文書番号					
(ウ) 漁獲船名		船 籍		登録番号	
(エ) 蓄養場名		蓄養国		登録番号	
(オ) 生鮮、冷凍の区別			生鮮 ・ 冷凍		
(カ) 個別の製品形態 (RD/GGO/GGT/DRO/DRT/FL/OT (OTの場合は具体的な製品形態を記載))					
(キ) 個別の重量 (又は製品重量)					
製品形態 ¹			重量 ² (又は製品重量)		
合計					

注 1 製品に関する情報については、当該貨物を漁獲した漁船又は蓄養場の旗国等の政府又は政府が権限を委譲した機関が確認した漁獲標識様式の写しの添付でも可とする。

注 2 個別の重量が不明の場合、重量レンジ毎の総尾数と総重量等に基づく推定値でも可とする。その場合、仕切り書等、推定根拠となる資料を添付する。